

◇介護職員等特定処遇改善加算取得事業所としての概容◇

社会福祉法人飯野ふるさと福祉会の下記の事業所は、令和元年11月より『介護職員等特定処遇改善加算』を取得しております。

- ・特別養護老人ホーム飯野ふるさと村
- ・短期入所施設飯野ふるさと村
- ・デイサービスセンター飯野ふるさと村

『介護職員等特定処遇改善加算』とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成28年4月の施設開所より介護職員処遇改善加算を取得し平成29年度の臨時改定における拡充の際も処遇改善の取組を行いました。

その後の『新しい経済政策パッケージ』(平成29年12月8日閣議決定)において、『介護人材確保のための取組を一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。』とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

そして令和元年度の介護報酬改定において『介護職員等特定処遇改善加算』が創設されました。当該加算を受けるためには下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組内容についての具体的な公表等を行っていること

【職場環境等要件について】

- ・賃上げ以外の処遇改善の具体的な取組内容については、下記について掲示いたします

| 職場環境要件項目 | 当法人としての取組 |
|------------|--|
| 資質の向上 | 働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀たん吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修等の受講支援。 |
| 労働環境・処遇の改善 | ICT活用による業務省力化(ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等) |
| その他 | 介護職員について、採用時は準社員(非正規社員)での採用が大半であるが4交代シフトをリスクなくこなせるスキルを身につけた職員については、就業期間に関係なく正社員(正規社員)への登用を行っている。 |